



熊本県公報

第 1 2 3 2 8 号

平成 26 年 6 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 7
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 8
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 8
- 道路の供用開始…………… (//) 9
- 河川の公用廃止…………… (河川課) 9
- 土地改良区役員 の 退任及び就任…………… (農村計画課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 11
- 土地改良区役員 の 退任及び就任…………… (農村計画課) 11
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 11
- 肥料登録有効期間更新…………… (//) 12
- 土地改良区役員 の 退任及び就任…………… (農村計画課) 12
- 農地中間管理機構の事業規程の承認…………… (農地・農業振興課) 13
- 第 2 回熊本県環境影響評価条例検討委員会の開催…………… (熊本県環境審議会) 13
- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 13

告 示

熊本県告示第 6 5 1 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 6 年 6 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人愛生会	介護予防センター愛生	人吉市南泉田町 1 1 7 番地	平成 2 6 年 6 月 1 7 日	通所介護

熊本県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字上前川1053番、1058番、1071番1、1072番、1116番、字宮下1140番、1148番2、1149番、1150番、1151番2、1158番、字上前川1055番・1059番・1068番1・1068番2・1070番・1071番2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮下1150番、1151番2、字上前川1058番・1068番1・1068番2・1070番・1071番1・1071番2・1072番・1116番・字宮下1140番・1148番2・1149番・1158番（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町永富字大瀧2845番1、2846番1、2847番1、2851番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大瀧2845番1・2846番1・2847番1・2851番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第654号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町弘川字芳ノ谷1178番14（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芳ノ谷1178番14（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第655号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中郡字大谷2809番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷2809番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第656号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町早楠字一位木474番、480番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一位木474番・480番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第657号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字馬門410番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬門410番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字東受2525番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第659号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町三ヶ字金福寺又219番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町猿渡字四方谷2615番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
四方谷2615番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町島木字平1721番から1723番まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平1721番から1723番まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第662号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字上早川字長田4628番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長田4628番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第663号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡益城町大字福原字北向4931番、4966番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北向4931番・4966番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字白木字北平1875番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北平1875番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字伏木氏字横道512番1、513番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横道512番1・513番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬字祭田224番2、224番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字祭田224番2・224番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第667号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市市渡瀬字村上291番、295番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村上291番・295番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水保市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第668号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町鮎婦に字樋口谷835番1、字合志木836番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字合志木836番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第669号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成25年熊本県告示第1144号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。
 なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成26年7月1日から施行する。
 平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 - (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
 - (2) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県海域においても、海面漁業生産量が低水準、減少傾向にあるものが見られ、地域の経済発展への重大な支障となることがある。
 - (3) このようなことから、県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多量の海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (5) 漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや見解を必要とする。水産研究センターを中心とした、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実、強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条の協定制度をいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
 - 第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成25年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成25年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成25年7月から平成26年6月まで 若干
 - 第1種特定海洋生物資源の平成26年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成26年7月から平成27年6月まで 若干
- 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 - 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第670号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
サポートこやなぎ 山鹿市鹿本町小柳1020	サポートこやなぎ株式会社 山鹿市鹿本町小柳1020 鶴田 芳子	就労継続支援A型	平成26年6月23日

熊本県告示第671号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般県道	囲碁用線	美里町大字甲佐平字五郎左衛門 161番1地先から 同所 157番1地先まで	前	13.3 ～ 48.5	58.6	防安（ 災害防 除）	
			後	13.3 ～ 61.3			
		美里町大字甲佐平字五郎左衛門 149番1地先から 同所 149番1地先まで	前	16.5 ～ 19.0	49.6		防安（ 災害防 除）
			後	27.6 ～ 34.1			

2 区域を変更する期日 平成26年6月27日

熊本県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年6月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	日生野隈府線	菊池市木庭字松原 1681番1地先から 菊池市木庭字前田 1652番1地先まで	110.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年6月27日

熊本県告示第673号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県天草広域本部土木部に備えて縦覧に供する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 河川の名称

二級河川楠甫川水系楠甫川

2 廃川敷地が生じた年月日

平成26年6月27日

3 廃川敷地の位置

天草市有明町楠甫字平内771番1地先、字前田3482番5及び字下毛219番4地先

4 廃川敷地の面積

1888.86平方メートル

公 告

熊本県公告第332号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	井上 好秋	八代市本野町984番地
理事	黒木 松雄	八代市平山新町5810番地
理事	平野 誠	八代市場町472番地2
理事	三山 道雄	八代市場町377番地
理事	園田 和義	八代市敷川内町1147番地
理事	山田 信雄	八代市敷川内町1231番地
理事	千代永 春男	八代市敷川内町2602番地
理事	宮本 浩	八代市敷川内町778番地
理事	山村 洋一	八代市場町337番地
監事	本村 好美	八代市平山新町5746番地
監事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
監事	木村 美敏	八代市敷川内町2249番地3
就任		
理事	山田 寿雄	八代市平山新町5872番地
理事	松下 淳一	八代市場町330番地
理事	佐竹 勝則	八代市奈良木町64番地
理事	吉本 克	八代市大福寺町580番地
理事	永溝 國男	八代市敷川内町789番地
理事	山村 伸一	八代市場町642番地1
理事	福田 義美	八代市敷川内町956番地3
理事	松本 征也	八代郡揚町204番地
理事	淵川 伸二	八代市植柳下町1954番地3
監事	八田 正支	八代市敷川内町1116番地
監事	山田 義雄	八代市敷川内町2648番地1
監事	小庵 忠幸	八代市本野町970番地

熊本県公告第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字芝原5387番1の一部及び同5387番3の一部
366.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋405番地1
壽 美佐雄

熊本県公告第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（一工区）
合志市御代志字平ノ窪2088番8、同2088番9及び同2088番10
442.54平方メートル（全体面積 773.39平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1984番地2
有限会社 アサヒ住販

熊本県公告第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字窪268番1、同267番1の一部及び里道の一部
1,421.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1229番地
野口 高行

熊本県公告第336号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字花園5178番1
454.57平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋209番地21
丸山 猛

熊本県公告第337号

熊本市に事務所を置く金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	井上 俊春	熊本市西区松尾町平山946番地
理事	本田 正英	熊本市西区松尾町平山1061番地
理事	小嶋 新一	熊本市西区松尾町平山376番地1
理事	本田 一郎	熊本市西区松尾町平山915番地
就任		
理事	中村 均	熊本市西区河内町河内3015番地
理事	大森 幸敏	熊本市西区松尾町平山937番地
理事	小嶋 政人	熊本市西区松尾町平山376番地
理事	吉川 幸浩	熊本市南区孫代町96番地1

熊本県公告第338号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第118 4号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10. 0粒状 炭酸苦 土石灰	アルカリ 分:55. 0 可溶性苦 土:10. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町9番地14	平成32 年5月8 日
熊本県肥 第118	炭酸カ ルシウ ム肥料	18. 0粒状	アルカリ 分:55. 0	含有を許され る有害成分の	安田石灰工業株 式会社	平成32 年5月8

5号	△肥料	炭酸苦 土石灰	0 可溶性苦 土：18. 0	最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	熊本県八代市花 園町9番地14	日
----	-----	------------	-------------------------	--------------------------------------	--------------------	---

熊本県公告第339号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第108 4号	炭酸カ ルシウ △肥料	6.0 炭酸苦 土石灰 2号	アルカリ 分：53. 0 可溶性苦 土：6. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町9番地14	平成32 年6月1 2日
熊本県肥 第108 7号	炭酸カ ルシウ △肥料	20. 0炭酸 苦土石 灰	アルカリ 分：55. 0 可溶性苦 土：20. 0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	安田石灰工業株 式会社 熊本県八代市花 園町9番地14	平成32 年6月2 6日

熊本県公告第340号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 元久	熊本市西区沖新町4713番地
理事	出野 比佐雄	熊本市西区沖新町4722番地
理事	辻野 正敏	熊本市西区沖新町4724番地4
理事	藤本 直人	熊本市西区沖新町4723番地
理事	林田 素行	熊本市西区沖新町4728番地
理事	川上 清	熊本市西区沖新町4898番地
理事	上村 義博	熊本市西区中島町2727番地1
監事	森田 康義	熊本市西区沖新町115番地2
監事	宮崎 辰則	熊本市西区沖新町4710番地
就任		
理事	藤本 元久	熊本市西区沖新町4713番地
理事	辻野 正敏	熊本市西区沖新町4724番地4
理事	木村 高志	熊本市西区沖新町4720番地
理事	藤本 直人	熊本市西区沖新町4723番地
理事	中村 仁士	熊本市西区沖新町4709番地
理事	川上 清	熊本市西区沖新町4898番地
理事	上村 義博	熊本市西区中島町2727番地1
監事	宮崎 辰則	熊本市西区沖新町4710番地

監事

森田 康義

熊本市西区沖新町115番地2

熊本県公告第341号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により次のとおり法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を承認したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 事業規程の承認を受けた農地中間管理機構の名称
公益財団法人熊本県農業公社
- 2 事業規程を承認した日
平成26年6月24日
- 3 事業規程の承認に係る事業の種類
(1) 農地売買等事業（法第7条第1号に掲げる事業をいう。）
(2) 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に掲げる事業をいう。）
(3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。）
(4) 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）

登載依頼**熊本県環境審議会公告第3号**

第2回熊本県環境影響評価条例検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

平成26年6月27日

熊本県環境審議会会長 篠原 亮太

- 1 開催日時
平成26年7月3日（木）午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階 201会議室
- 3 議題
(1) 熊本県環境影響評価条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会熊本県環境影響評価条例検討委員会事務局
(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268

熊本県公営企業管理規程第8号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
熊本県企業職員の給与に関する規程(昭和41年熊本県公営企業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項本文中「適用を受ける職員」の次に「（以下「一般職員」という。）」を加える。
- 第7条の2の次に次の1条を加える。
(一般職員の例による特殊勤務手当の支給)
- 第7条の3 第4条から第7条の2の規定にかかわらず、一般職給与条例第11条に規定する特殊勤務手当が支給される勤務に従事する職員に係る特殊勤務手当については、一般職員の例により支給する。
- 第8条の3に次の1項を加える。
- 3 第4条に規定する特殊勤務手当を支給する日については、第7条の3の規定に基づく一般職員の例による特殊勤務手当は支給しない。ただし、一般職員の例による特殊勤務

手当の額が、第4条に規定する特殊勤務手当の額を超える場合には、一般職員の例による特殊勤務手当を支給する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。